

26—02 P U D T

権利の承継と手続の続行

1. 手続の効力の承継

特許権若しくは特許に関する権利を有する者のなした、又はその者に対しされた手続の効力は、その特許権または特許に関する権利の承継人に及ぶ（特 § 20、実 § 2 の 5 ②、意 § 68②、商 § 77②）。

「特許権若しくは特許に関する権利」とは、特許権、専用実施権、通常実施権、これらを目的とする質権が挙げられる。また、「特許権とその他特許権に関する権利についてした手続」には、特許権等を有する者がした手続だけでなく、特許庁がした手続も含まれる。

2. 手続の続行

特許庁に事件が係属している場合において、特許権又は特許に関する権利の移転があったときは、特許庁長官又は審判長はそれらの承継人に対し、手続を続行することができる（特 § 21、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

ただし、本条は、本人の死亡等により手続が中断したときにまで、承継人を相手に手続を続行できることを規定したのではない。

3. 続行通知

審判長は上記の規定により承継人に対し手続を続行しようとするときは、その旨を当事者に通知する（特施規 § 17、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

(1) 続行通知の起案

事件に関し登録担当部署より審判長あての権利異動通知書を受け付けたときは、審判書記官において手続続行通知書を起案して、これを記録とともに合議体に回送する。

(2) 続行通知の決裁

合議体が、上記手続続行通知をすべきものと認めたときは、所要の決裁をする。

4. 裁判例

- (1) 意匠権に関し、特許庁に無効審判が係属している場合において、意匠権の移転があったため、審判長が職権により当該譲受人に対して手続を続行することを通知したときは、当該意匠権の譲受人は、当事者の地位を取得し、当該事件の手続の効力は、譲渡人が当該事件の係属に既に知っていたか否かに関係なく、すべて譲受人に及ぶ（東京高判平 12. 1. 27（平 10（行ケ） 391 号））。
- (2) 特許出願の拒絶査定の名宛人である者から当該特許を受ける権利を特定承継した者がした拒絶査定不服審判請求について、特 § 121①所定の期間内にされ、かつ、特 § 34④所定の特許を受ける権利の承継についての特許庁長官への届出がされた場合には、拒絶査定の名宛人でない者からの審判請求であるとの欠缺は補正されるが、当該期間経過後にされた場合には、右の欠缺は補正されない（東京高判昭 60. 12. 24（昭 60（行ケ） 134 号））。

（改訂 H27. 2）